

ハローワーク通信

【 冬号（第5号） 令和7年1月発行 】

今月号の内容（Contents）

- ★ 雇用保険の求職者給付について（お願い）
- ★ 雇用失業情勢
- ★ 特定求職者雇用開発助成金について
- ★ LINE 始めました！（主に求職者の方向け）

平塚公共職業安定所

〒254-0041

平塚市浅間町 10-22

平塚地方合同庁舎



雇用保険の求職者給付について（事業主の皆さまへお願い）

平塚公共職業安定所
雇用保険給付課

平素から、地域の事業所の皆様におかれましては、当所の雇用保険給付業務に関しまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、求職者等が、本来、雇用保険の基本手当等の失業給付の支給を受けることができないにもかかわらず、不正な手段により支給を受けたり、または受けようとした場合には、不正受給処分を受けることとなります。（現実に給付を受けたか否かは問いません。）

事業主が離職証明書に虚偽の記載を行う等、偽りその他不正の行為をした場合には、不正に受給した者と連帯して不正受給金の返還、納付命令（返還金の最高2倍）を課されるほか、詐欺罪として刑罰に処せられる場合がありますので、ご注意ください。

○ 「雇用年月日」は不正受給防止のポイントです。

試用期間や見習期間も雇入れに含まれますので、この期間について失業等給付（基本手当）を受給すると不正受給になります。

○ 就職に関する証明書、離職証明書などは正確に

雇入年月日をはじめ、賃金や労働日数、働いていた期間等について、事実と相違する書類を使って不正受給する悪質な事例もあります。事業主の皆さんが行う証明は、正確に、偽りの記入を求められても絶対に受け入れないようにしてください。

○ 「つい、うっかりと・・・」が事業主の連帯責任をまねきます。

不正受給に関して、事業主の皆さんの証明が誤っていたり、承知しながら見逃していた場合、連帯責任を問われることがあります。

正しい申告、さわやか受給に、ご理解、ご協力をお願いします。

ハローワーク平塚 TEL0463-24-8609
ホームページ随時更新中！是非ご覧ください

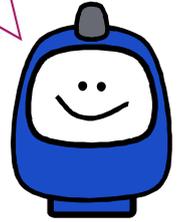


11月の有効求人倍率

フルタイム

職種	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
管理的職業	10	9	1.11倍
専門的・技術的職業	496	507	0.98倍
事務従事者	187	803	0.23倍
販売従事者	168	176	0.95倍
サービス職業従事者	480	237	2.03倍
保安職業従事者	58	34	1.71倍
農林漁業従事者	9	16	0.56倍
生産工程従事者	280	291	0.96倍
輸送・機械運転従事者	190	143	1.33倍
建設・採掘従事者	328	45	7.29倍
運搬・清掃・包装等従事者	97	329	0.29倍

求職者1人に対して何人の求人があるのかを示しているのが有効求人倍率です。
11月に平塚職安で有効だった求人数とその職種を希望していた求職者数ともなっています。



有効求人倍率も職種ごとでさまざまです。
求人募集の参考にしてください。



パートタイム

職種	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
管理的職業	0	4	0.00倍
専門的・技術的職業	306	229	1.34倍
事務従事者	173	463	0.37倍
販売従事者	57	91	0.63倍
サービス職業従事者	619	241	2.57倍
保安職業従事者	39	22	1.77倍
農林漁業従事者	8	11	0.73倍
生産工程従事者	65	95	0.68倍
輸送・機械運転従事者	87	57	1.53倍
建設・採掘従事者	35	3	11.67倍
運搬・清掃・包装等従事者	246	388	0.63倍

近隣のハローワークでの有効求人倍率

	小田原		松田		藤沢		神奈川県	
	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム
管理的職業	0.69倍	0.69倍	0.33倍	0.00倍	0.19倍	0.00倍	0.26倍	0.00倍
専門的・技術的職業	1.06倍	1.06倍	1.14倍	1.45倍	1.16倍	1.14倍	1.38倍	1.43倍
事務従事者	0.39倍	0.39倍	0.23倍	0.30倍	0.27倍	0.28倍	0.25倍	0.32倍
販売従事者	1.49倍	1.49倍	0.58倍	0.42倍	0.72倍	0.54倍	1.27倍	0.72倍
サービス職業従事者	2.45倍	2.45倍	2.03倍	2.36倍	1.69倍	1.98倍	2.00倍	3.13倍
保安職業従事者	1.44倍	1.44倍	2.57倍	5.29倍	0.29倍	2.41倍	5.51倍	9.23倍
農林漁業従事者	1.58倍	1.58倍	1.00倍	0.10倍	1.04倍	0.63倍	0.98倍	0.51倍
生産工程従事者	0.72倍	0.72倍	1.23倍	1.84倍	1.39倍	0.59倍	1.39倍	0.97倍
輸送・機械運転従事者	1.81倍	1.81倍	0.66倍	0.62倍	1.98倍	2.23倍	2.26倍	2.39倍
建設・採掘従事者	3.08倍	3.08倍	6.52倍	7.25倍	3.82倍	0.36倍	6.24倍	2.20倍
運搬・清掃・包装等従事者	0.41倍	0.41倍	0.54倍	0.41倍	0.67倍	0.38倍	0.67倍	0.72倍

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）のご案内 高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を 雇用する事業主をサポートします！！

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

まずは求人提出が必要です。詳細は労働局またはハローワークへお問い合わせください

助成額 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
① 母子家庭の母等 高年齢者（60歳以上） ウクライナ避難民 補完的保護対象者※ など	60万円（50万円） 短時間：40万円（30万円）	30万円（25万円）×2期 短時間：20万円(15万円)×2期
② 身体・知的障害者	120万円（50万円） 短時間：80万円（30万円）	30万円×4期（25万円×2期） 短時間：20万円×4期(15万円×2期)
③ 重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	240万円（100万円） 短時間：80万円（30万円）	40万円×6期（33万円※×3期） 短時間：20万円×4期(15万円×2期) <small>※第3期は34万円</small>

※出入国管理及び難民認定法第61条の2第2項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者 ()内は大企業に対する支給額

- 半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後(1期)、1年後(2期)に2回支給するイメージです。
- 「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- 所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。
- 採用日時点の満年齢が「65歳未満」の方のみ対象となります（ただし①の「高年齢者（60歳以上）」は65歳以上の方も助成対象となります）。
- ①の区分には、これ以外にも「父子家庭の父」「中国残留邦人等永住帰国者」「北朝鮮帰国被害者等」「認定駐留軍関係離職者（45歳以上）」「沖縄失業者求職手帳所持者（45歳以上）」「漁業離職者求職手帳所持者（45歳以上）」「アイヌの人々」などが対象となります。

助成対象となる雇用形態

正規雇用、無期雇用、有期雇用（自動更新※）として採用する方が対象です

※「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合のみ助成対象となります。勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は助成対象となりません。

※雇入れ時点で継続雇用（上記の雇用形態であり、対象労働者を65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であること）が確実であると認められる場合に助成対象となります。

【ご案内】

本コースの対象となる労働者を雇い入れ、**訓練+賃上げ**を実施した場合に、
本コースの**1.5倍の助成額**を支給する「**成長分野等人材確保・育成コース**」があります。
対象者に人材育成などをお考えの事業主の皆様は、こちらのページもご覧ください。

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース） | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)



支給申請の流れ

1 ハローワーク等からの紹介

ハローワーク、地方運輸局、適正な運用を期することのできる特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者の紹介で雇い入れた場合のみ、助成金の対象となります。

2 対象者の雇入れ

支給対象期ごとに、労働局またはハローワークに申請を行います。

支給申請の手続き

3 助成金の第1期支給申請

【提出書類】※このほかにも労働局から書類の提出を求める場合があります

- 支給申請書（様式第3号）
- 賃金台帳等
- 出勤簿等
- 対象者であることを証明するための書類
- 雇用契約書又は雇入れ通知書
- 対象労働者雇用状況等申立書（様式第5号）
- 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）

4 支給申請書の内容の調査・確認

提出した支給申請書の記載事項などを支給要件に照らして審査します。適正と認められる場合、助成金が支給されます。審査には一定の期間を要します。審査結果は申請した事業主に通知書を送付して告知します。

5 支給・不支給決定

支給決定から事業主指定の金融機関口座に振り込まれるまでに、一定の期間を要します。

6 助成金の支給

第2～6期支給申請も同様の手続きが必要です

支給申請の手続き

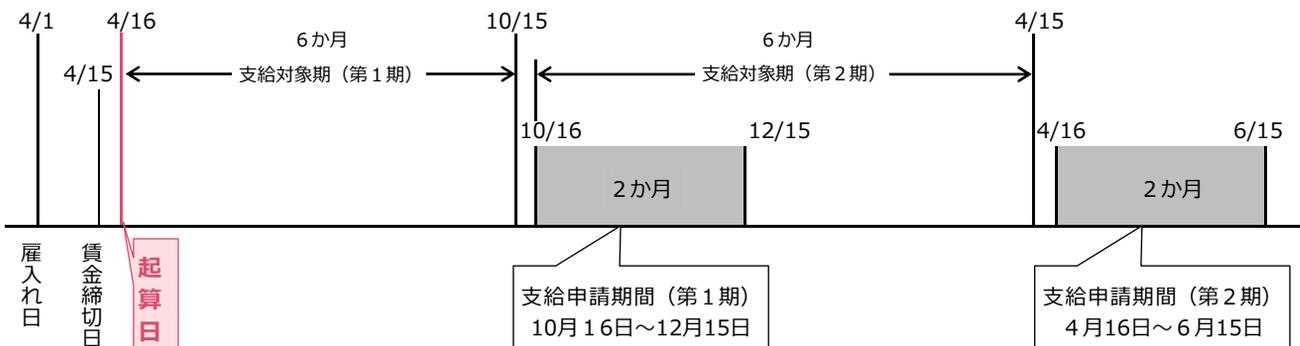
- 助成金は、支給対象期[※]ごとに、2～6回に分けて支給します。
- 支給申請は、支給対象期ごとに**事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワーク**に行います。
- 支給申請期間は、各支給対象期の末日の翌日から「**2か月以内**」です。

※支給対象期は、起算日から6か月間ごとに区切った期間です。

起算日は、次のようになります。

- ・賃金締切日が定められていない場合は、雇入れ日
- ・賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日
(ただし、賃金締切日に雇い入れられた場合は、雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れられた場合は雇入れ日)

例：4月1日に中小企業事業主が高年齢者を雇い入れた場合



- ・対象労働者が支給対象期の途中で離職した場合は、当該支給対象期については原則助成金の支給を受けることはできません。
- ・所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合や週当たりの賃金額が「最低賃金×30時間」を下回る場合には、支給額が減額されることがあります。

そのほかの主な支給要件

事業主に関する要件

- 雇用保険の適用事業主であること
- 対象労働者の賃金を支払っていること
- 労働保険料を滞納していないこと
- 採用日前後6か月間に事業主都合による解雇[※]をしていないこと ※動奨退職を含みます
- 採用日前後6か月間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる理由で離職した被保険者の数が、対象労働者の採用日における被保険者数の6%を超えていないこと（特定受給資格者となる離職者が3人以下の場合を除く）
- 対象労働者の雇入れ日より前に本コース等の支給決定がなされた者を、支給申請日の前日から過去3年間に、その助成対象期間中に事業主の都合により解雇・雇止め等をしていないこと

対象労働者に関する要件

- ハローワークなどの職業紹介以前に採用に向けた選考を開始した者でないこと
- 職業紹介時点で、在職者でないこと
※重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者を一週間の所定労働時間が30時間以上で雇い入れる場合は在職者であっても助成対象となります。
- 採用した事業所と関係のあった者でないこと
※過去3年間に事業所で就労させたことがある場合
※事業主と3親等以内の親族である場合 など
- 助成対象期間の途中などにおいて、離職した労働者でないこと
※労働者の責めに帰すべき理由による解雇などは除きます。
- 性風俗関連営業などを行っており、接待業務などに従事する労働者でないこと

就労継続支援A型事業所が対象労働者をA型事業所のサービス利用者として雇い入れる場合の支給要件

- ① 対象労働者の雇入れ日より前に本コースの支給決定の対象となった者（A型事業所のサービス利用者）のうち、雇入れ日から起算して1年を経過する日（「確認日A」）が基準期間^{※1}内にある者が**5人以上**いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職^{※2}している割合が**25%を超えている場合は、助成対象となりません。**

※1 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2「離職」には、雇用保険被保険者資格の喪失原因が「1」である者（対象労働者の死亡など）は含みません。原則、理由を問わず、すべての離職を含みます。ただし、以下に該当する者は除きます（以下②において同じ。）。

- 雇用保険被保険者資格の喪失原因が「2」（対象労働者の死亡、事業主都合による離職等以外の者）である者のうち、天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇などの離職理由により離職した者
- 同一事業所に継続して2年以上（助成対象期間が3年の者にあつては3年以上）雇用され、かつ、65歳以上の年齢で離職した者
- 就労継続支援A型事業所のサービス利用者として雇用されていた者であつて、離職理由がA型事業所の支援を受けたことによる一般就労への移行（就労継続支援A型事業所のサービス利用者として雇用される場合を除く。）である者

- ② 対象労働者の雇入れ日より前に本コースの支給決定の対象となった者（A型事業所のサービス利用者）のうち、助成対象期間^{※3}の末日の翌日から起算して1年を経過する日（「確認日B」）が基準期間^{※1}内にある者が**5人以上**いる場合であつて、それらの者が、確認日B^{※4}の時点で離職^{※2}している割合が**25%を超えている場合は、助成対象となりません。**

※3 助成対象期間の途中で離職した場合も、雇入れ時に定められた助成対象期間とします。

※4 助成対象期間が3年の者の場合は、確認日Bを「助成対象期間の末日の翌日」とします。

ご注意ください

- 上記以外にも、支給要件があります。詳細は<https://www.mhlw.go.jp/content/000714379.pdf>をご覧ください。
- 他の助成金の支給を受けている場合は、支給対象とならない場合があります。
- 国、地方公共団体、行政執行法人など（これらの機関からの委託事業を実施している事業主で、対象労働者が当該委託事業に従事する場合を含む）の機関は支給対象とならない場合があります。
- この助成金を受給した事業主は、国の会計検査の対象になることがあり、検査の対象となった場合は、ご協力ください。また、関係書類は、支給決定がされた時から5年間整理保存してください。
- 偽りその他不正な行為によって助成金の支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定または支給決定の取り消しを行います。この場合、すでに支給された助成金は全額を返還するとともに、不支給決定または支給決定の取り消しを受けた日以後5年間は各種助成金の支給を受けることができません。さらに、特に悪質なものについては、原則公表となるほか、詐欺罪などにより刑罰に処される場合があります。

Q

正規雇用労働者等として雇い入れる予定ですが、試用期間を設けている場合も助成対象となりますか。

A

正規雇用労働者等として雇い入れる場合において試用期間を設けることは、我が国の雇用慣行上、一般的であることから、**試用期間を設けていることをもって、直ちに助成対象外となるものではありません。**

ただし、第1期支給対象期間に係る支給申請時において試用期間が継続している場合や、試用期間と本採用後において雇用契約が別である場合などは、助成対象外となります。

Q

本助成金の対象者であることを把握せず雇い入れ、その後、助成金の対象者であることがわかりました。このような場合も助成対象となりますか。

A

お尋ねのような場合は、助成対象となりません。

特定求職者雇用開発助成金は、事業主による就職困難者の雇入れを決定するためのインセンティブとしての効果を期待した制度であることを踏まえると、ハローワーク等が本助成金の対象労働者として事業主に職業紹介、事業主も本助成金の対象労働者を雇用することを承知していることが必要です。

Q

求職者を直接募集（または求人サイトを利用）し、就職困難者を雇い入れる予定ですが、助成対象となりますか。

A

助成対象となりません。

特定求職者雇用開発助成金は、事業主による就職困難者の雇入れを決定するためのインセンティブとしての効果を期待した制度であり、ハローワーク、特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者等の職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行うものです。

なお、ハローワークのオンライン自主応募の場合も助成対象となりません。

また、求職者を直接募集（又は求人サイトを利用）し、求職者から応募があった後に形式的な職業紹介により対象労働者を受け入れた場合も同様に助成対象となりません。

Q

支給申請期限を過ぎてしまった場合、いかなる理由でも支給申請することはできませんか。

A

支給申請期限は**各支給対象期の末日の翌日から「2か月以内」**です（2枚目の図をご覧ください）。時間に余裕をもって書類提出の準備をしていただくようお願いいたします。

そのほかの「よくあるご質問」について、下記サイトにまとめています



[リンクはこちら](#)

提出書類など

- 申請書類の様式



[リンクはこちら](#)

- 支給申請書の記入例



[リンクはこちら](#)

- 電子申請のご案内



[リンクはこちら](#)

- お問合せ先



[リンクはこちら](#)

- 助成金の対象となる職業紹介事業者等



[リンクはこちら](#)



ハローワーク平塚

LINE公式アカウント

求人情報

セミナー

面接会

各種情報

求職活動に役立つ情報をお届けします♪

友だち募集中！

友だち追加方法

以下の方法で友だち追加することができます。

① 二次元コード



コードリーダーで上の二次元コードを読み取り、**【追加】**ボタンを押して友だち追加可能です。

② ID検索

平塚公共職業安定所
友達追加ID

@618edmam

LINEの検索窓に上に記載されているIDを入力し「追加」ボタンを押してください。